

刑事事実認定 重要判決50選

第3版

上巻 下巻

■ A5判 ■ 上製(カバー有) ■ 上768頁 下784頁

弁護士、前学習院大学法科大学院教授、
元東京高等裁判所判事部総括

植村立郎 編

定価(本体各5,900円+税) 送料300円

ISBN 上巻 978-4-8037-4346-3 C3032

下巻 978-4-8037-4347-0 C3032

1 本書は、出版元である立花書房の創立60周年記念出版物の1つとして平成17年に発刊され、ほぼ15年の年月を経て今回第3版の発刊を迎えることになった。出版不況という言葉もある中で、順調な推移といえよう。これもひとえに読者の広範で熱心な支持の証であって、私自身、本書について好評価を賜ることがあるのも、そういったご支持の反映といえよう。誠に有り難いことである。

(中略)

2 第3版発刊に当たっては、編者は一人となってしまったものの、本書に対する読者の期待に添うよう、基本的にはこれまでの内容を維持しつつも、新規の項目を追加し(23項目)、対象判例を変更したり、執筆者を新しくしたり(合計19項目)して、本書がアップツデーな内容であり続けるよう、心がけたところである。

特に、取り扱う項目が合計84項目となり、全体の分量も増えて、「50選」というより「100選」に近づいているのは、事実認定関連の実務の充実振りを窺わせるものといえよう。

(後略)

本書「第3版 はしがき」より

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。

FAX 03-3233-2871

申込書

① 刑事事実認定重要判決50選(第3版) **上巻** _____ 冊

② 刑事事実認定重要判決50選(第3版) **下巻** _____ 冊

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		
ご担当者名		(TEL: _____)

係名	氏名	図書名 ①・②	係名	氏名	図書名 ①・②

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。) *お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) http://tachibanashobo.co.jp

本書のポイント

待望の第3版は事例数大幅増！全84事例を収録！

30人以上の新規執筆者を迎え、内容・判例等も見直してアップ・ツデー！防犯カメラや危険運転関係等、最新のトピックにも言及。

刑事事実認定において注目すべき事実等が分かる！

72名の裁判官等が、理論だけでなく実務的な視点から判例を検討し、事実認定上の重要な問題とともに、注目すべき事実・証拠は何か、それをどう評価するかをできるだけ分かりやすく解説。

警察幹部、法曹関係者、法科大学院生など、法律に携わる人に必要かつ有益な一冊！

内容見本

46 詐欺罪における「人を欺く」行為

大野 勝則
松原 経正

○最判平26・3・28刑集68・3・582
○最決平26・3・28刑集68・3・646

事案の概要

1 最判平26・3・28刑集68・3・582(以下「本判決」とい、本事案を「宝飾品」とい)

57 薬物輸入罪における「薬物の知情性」

合田 悦三

○東京高判平28・9・6高検連報集平28・135¹⁾

事案の概要

本件は、被告人が、氏名不詳者と共謀の上、営利の目的で、メキシコの空港において、覚せい剤(約2987.9g)を隠匿したスーツケース1個(本件スーツケース)を、機内預託手荷物として預けて、作業員をして航空機に積み込ませ、フランスを経由して東京国際空港に到着し、同空港で、本件スー

14 危険運転致死傷罪のアルコール摂取類型に関する主観的事情

島戸 純

○大阪高判平25・4・17判例秘書

事案の概要

被告人は、被害者運転の自動車に追従して時速約60kmで走行中、運転開始前に使用した薬物(危険ドラッグ¹⁾)の影響により、幻聴、幻覚又は意識消失等意識の変調を来し、前方注視及びハンドル・ブレーキ等の適切な運転操作が困難な状態で自らを走行させたことにより、突如アクセルを踏み込んで自らを急加速させて自車前部を被害者運転車両後部に合計3回追突させ、被害者運転車両を道路左側歩道上の柱に衝突させるなどし、被害者に傷害を負わせた。

これらの客観的事実関係について特段の争いはなかったが、被告人は、薬物の影響により正常な運転が困難な状態であることを認識しておらず、危険運転致死傷罪の故意が認められない旨主張した。

第一審判決(京都地判平24・12・6(未))は、故意に関し、本件以前の事情として、①被告人が、数年間危険ドラッグを常用しており、使用した際には、時には5分程度酔いをせず一点を見つめて動かなくなり、声を掛けられて「あっ、思ってたわ。」と発言することがあり、そのような状態に陥

32 殺意の認定

河本 雅也

○東京地判平22・7・15判例秘書

事案の概要

早朝に被告人が自宅6畳間の和室に座っていると、被害者である被告人の長女が、髪はぼさぼさ、目がすわったような状態で、同室に入ってきた。そして、被害者は、被告人に対し「あなたが病気になるのが悪い。」などと述べて、被告人の両手首を掴んだ。被告人は、被害者に掴まれた右手首を振りほどき、台所のテーブルの上にあった刃物の長さ約12センチメートルのベティナイフを右手に持って被害者の顔面に差し出した。その後、被告人は所持していたベティナイフにより、被害者に左側頭上部刺創(深さ約5.5センチメートル)の傷害を負わせた。

被告人は、犯行後、被害者の首にタオルを当てて止血し、血が付いたベティナイフを洗い、血が付いたカーベットの一部分を切断してこれをビニール袋に入れて台所に置いた。また、被告人は実兄に4月11日午後11時30分、犯行から約1時間後に自ら110番通報した。被害者は、前記傷害により失血死した。

なお、被告人は総合検察官に「唐き返せたい」と



刑事事実認定重要判決50選（上）〔第3版〕

第1編 刑法総論関係

- 1 不真正不作為犯 横浜地方裁判所川崎支部判事 江見 健一 ●最決平17・7・4 刑集59・6・403
- 2 行為の危険性の現実化 — 因果関係 公証人・元東京高等裁判所部総括判事 小坂 敏幸 ●最決平18・3・27刑集60・3・382
- 3 相当因果関係 — いわゆる「米兵ひき逃げ事件」 東京地方裁判所部総括判事 小森田 恵樹 ●最決昭42・10・24刑集21・8・1116
- 4 正当防衛における「急迫性」 東京高等裁判所部総括判事 栃木 力 ●最判昭59・1・30刑集38・1・185
- 5 正当防衛における「防衛の意思」 仙台高等裁判所部総括判事 秋山 敬 ●最判昭60・9・12刑集39・6・275
- 6 正当防衛における「防衛行為の相当性」 東京地方裁判所立川支部判事 松井 芳明 ●最判平元・11・13刑集43・10・823
- 7 統合失調症の場合の責任能力 熊本地方裁判所部総括判事 松藤 和博 ●最決平21・12・8刑集63・11・2829
- 8 病的酩酊者の責任能力 前橋地方裁判所部総括判事 國井 恒志 ●東京高判平25・3・28東高刑時報64・1＝12・90
- 9 薬物中毒者の責任能力 長崎地方裁判所長・判事 田口 直樹 ●東京高判昭59・11・27判時1158・249
- 10 精神遅滞（知的障害）者の責任能力 横浜地方裁判所部総括判事 青沼 潔 ●大阪地判平20・12・10裁判所ウェブサイト
- 11 行政犯の故意 弁護士・前学習院大学法科大学院教授・元東京高等裁判所部総括判事 植村 立郎 ●最判平元・7・18刑集43・7・752
- 12 租税ほ脱犯の故意 東京高等裁判所判事 中島 経太 ●東京高判平26・1・31判タ1407・242
- 13 医療観察法上の故意 大阪地方裁判所部総括判事 増田 啓祐 ●最決平20・6・18刑集62・6・1812
- 14 危険運転致死傷罪のアルコール摂取類型に関する主観的事情 札幌地方裁判所部総括判事 島戸 純 ●大阪高判平25・4・17判例秘書
- 15 危険運転致死傷罪の妨害態様類型における「人又は車の通行を妨害する目的」 札幌地方裁判所部総括判事 島戸 純 ①東京高判平16・4・13判時1890・156 ②東京高判平16・4・15判時1890・158
- 16 危険運転致死傷罪の赤色信号殊無無視類型における主観的事情 札幌地方裁判所部総括判事 島戸 純 ●最決平20・10・16刑集62・9・2797
- 17 違法性の意識の可能性 福岡高等裁判所部総括判事 半田 靖史 ●最決昭62・7・16刑集41・5・237
- 18 自 首 東京地方裁判所部総括判事 下津 健司 ●最決平13・2・9刑集55・1・76
- 19 不 能 犯 千葉地方裁判所部総括判事 川田 宏一 ●最判昭51・3・16刑集30・2・146
- 20 中止未遂 さいたま地方裁判所部総括判事 中桐 圭一 ●札幌高判平13・5・10判タ1089・298
- 21 支配型共謀の共同正犯 中央大学法科大学院教授・元東京高等裁判所部総括判事 村瀬 均 ●最決平15・5・1刑集57・5・507
- 22 対等型共謀の共同正犯 千葉家庭裁判所部総括判事 菊池 則明 ●最決昭57・7・16刑集36・6・695

- 23 共謀関係の解消 東京地方裁判所部総括判事 佐々木 一夫 ●最決平21・6・30刑集63・5・475
- 24 募金詐欺の包括一罪性 仙台高等裁判所秋田支部判事 馬場 嘉郎 ●最決平22・3・17刑集64・2・111
- 25 罪数の評価 横浜地方裁判所川崎支部判事 江見 健一 ①最決平21・7・7刑集63・6・507 ②最決平21・10・21刑集63・8・1070

第2編 刑法各論関係（上）

- 26 強制性交等罪における「被害者供述の信用性」 司法研修所上席教官・判事 遠藤 邦彦 ●最判平23・7・25裁判集304・139, 判タ1358・79, 判時2132・134
- 27 強制性交等罪における「反抗抑圧の有無」 広島地方裁判所判事 杉本 正則 ●広島高判昭53・11・20判時922・111
- 28 強制性交等罪における「被害者の同意」 司法研修所教官・判事 中村 光一 ●東京高判平27・3・6判例秘書 L07020076
- 29 強制わいせつ罪における「性的意図」 司法研修所教官・判事 薄井 真由子 ●最大判平29・11・29刑集71・9・467
- 30 贈収賄罪における「金品の授受」の有無 東京地方裁判所判事 熊代 雅音 ●名古屋高判平28・11・28判時2366・55
- 31 贈収賄罪における「賂賂性」 札幌地方裁判所部総括判事 駒田 秀和 ●最決平24・10・15刑集66・10・990
- 32 殺意の認定 東京地方裁判所部総括判事 河本 雅也 ●東京地判平22・7・15判例秘書
- 33 暴行・傷害罪における「有形力（物理力）」の有無・内容 東京高等裁判所判事 河原 俊也 ●大阪高判平24・3・13判タ1387・376
- 34 暴行・傷害罪における「故意」の有無・内容 千葉地方裁判所木更津支部判事 行方 美和 ●大阪地判平24・3・16判タ1404・352
- 35 保護責任者遺棄致死罪 — 「控訴審による事実誤認の審査も視野に入れて」 東京地方裁判所部総括判事 楡井 英夫 ●最判平26・3・20刑集68・3・499
- 36 業務上過失致死傷事犯における注意義務の前提となる事実 — 「予見可能性」 公証人・元山形地方裁判所長 林 正彦 ●最決平16・7・13刑集58・5・360, 判時1877・152, 判タ1167・146
- 37 過失運転致死傷事犯における注意義務の前提となる事実 — 「回避可能性」 仙台地方裁判所部総括判事 江口 和伸 ●最判平15・1・24裁判集283・241
- 38 山岳ツアー引率者の過失 東京地方裁判所部総括判事 家令 和典 ●東京高判平27・10・30判時2328・138, 判タ1421・146
- 39 間接所持としての盗品の近接所持 東京地方裁判所部総括判事 河本 雅也 ●東京高判平4・12・7判タ822・276
- 40 窃盗罪における「占有」の有無 名古屋地方裁判所部総括判事 吉井 隆平 ●最決平16・8・25刑集58・6・515
- 41 恐喝罪と強盗罪との区別 大阪高等裁判所部総括判事 西田 真基 ●最判昭23・11・18刑集2・12・1614
- 42 詐欺罪における「欺罔行為」と「商取引」 大阪高等裁判所部総括判事 三浦 透 ●最決昭43・6・6刑集22・6・434

刑事事実認定重要判決50選（下）〔第3版〕

第2編 刑法各論関係（下）

- 43 電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」 札幌地方裁判所部総括判事 島戸 純 ●東京高判平24・10・30高検速報集平24・146
- 44 詐欺罪における故意 — 特殊詐欺の受け子 東京高等裁判所判事 高橋 康明 ●東京高判平27・1・30高検速報集平27・57
- 45 だまされたふり作戦と詐欺未遂罪における「共同正犯」の成否 東京高等裁判所判事 河原 俊也 ●最決平29・12・11刑集71・10・535
- 46 詐欺罪における「人を欺く」行為 新潟地方裁判所長・判事 大野 勝則 那覇地方裁判所平良支部判事補 松原 経正 ●最判平26・3・28刑集68・3・582 ●最決平26・3・28刑集68・3・646
- 47 背任罪における「図利加害目的」 司法研修所教官・判事 品川 しのぶ ●最決平17・10・7刑集59・8・779
- 48 背任罪と横領罪の区別 公証人・元福岡高等裁判所部総括判事 山口 雅高 ●最判昭34・2・13刑集13・2・101
- 49 盗品等有償取得罪における「盗品の知情」 さいたま地方裁判所部総括判事 河村 俊哉 ●最判昭58・2・24判タ491・58
- 50 常習的傷害・暴行 名古屋高等裁判所部総括判事 鹿野 伸二 ●東京高判昭40・6・25高刑集18・3・244
- 51 常習累犯窃盗罪 東京地方裁判所判事 石井 伸興 ●東京高判平24・12・3東高刑時報63・1＝12・259
- 52 常習賭博罪 名古屋地方裁判所部総括判事 田邊 三保子 ●最判昭23・6・29刑集2・7・764
- 53 痴漢及び盗撮の常習性 名古屋地方裁判所部総括判事 田邊 三保子 ●福岡高判平22・9・24高検速報集平22・232
- 54 薬物事犯における「薬物の認識」 司法研修所教官・判事 染谷 武宣 ●最決昭61・6・9刑集40・4・269
- 55 薬物事犯における「使用の認識」 高松高等裁判所部総括判事 杉山 慎治 ●東京高判平11・12・24高検速報集平11・116
- 56 薬物事犯における「営利目的」 東京高等裁判所判事 佐伯 恒治 ●大阪高判平9・6・20判タ971・277
- 57 薬物輸入罪における「薬物の知情性」 千葉地方裁判所長・判事 合田 悦三 ●東京高判平28・9・6高検速報集平28・135
- 58 危険運転致死傷罪における「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態及びその認識」 司法研修所教官・判事 蛭原 意 ●最決平23・10・31刑集65・7・1138
- 59 道路交通法の法定速度違反 大阪地方裁判所部総括判事 村越 一浩 ●最判平19・4・23裁判集291・639
- 60 道路交通法違反 — 同乗罪における「黙示の依頼」 東京高等裁判所判事 高木 順子 ●長野地判平24・7・5判例秘書L06750340
- 61 犯人隠避罪における「隠避させた」 東京高等裁判所判事 平出 喜一 ●最決平29・3・27刑集71・3・183
- 62 犯罪収益等に関する事実認定 名古屋地方裁判所判事 近藤 和久 ●最決平20・11・4刑集62・10・2811

第3編 刑事訴訟法総合認定関係

- 63 GPS捜査 横浜地方裁判所部総括判事 渡邊 英敬 ●最大判平29・3・15刑集71・3・13, 判時2333・4, 判タ1437・78
- 64 警察犬による臭気選別 東京高等裁判所判事 森 健二 ●最決昭62・3・3刑集41・2・60
- 65 ポリグラフ検査 司法研修所教官・判事 内田 暁 ●大阪地判平17・8・3判時1934・147
- 66 放火の方法と鑑定 千葉地方裁判所部総括判事 平塚 浩司 ●最決平10・10・27刑集52・7・363
- 67 DNA型鑑定 仙台高等裁判所事務局長・判事 宮田 祥次 ●最決平12・7・17刑集54・6・550
- 68 前科証拠や類似事実による事実認定 大津地方裁判所部総括判事 大西 直樹 ①最判平24・9・7刑集66・9・907, 判時2164・45, 判タ1382・85 ②最決平25・2・20刑集67・2・1, 判タ1387・104
- 69 「被告人」の自白の信用性 釧路地方裁判所部総括判事 河畑 勇 ●最決平24・2・22判時2155・119, 判タ1374・107
- 70 犯人の自白 — 「遺体なき殺人」 東京地方裁判所立川支部判事 松井 芳明 ●札幌地判平13・5・30判時1772・144, 判タ1068・277
- 71 「共犯者」の供述の信用性 国家公務員倫理審査会会長・元福岡高等裁判所長官 池田 修 ●最判平21・9・25判時2061・153
- 72 「目撃者」の供述の信用性 司法研修所教官・判事 蛭原 意 ●東京公判平7・3・30判時1535・138
- 73 「被害者」の供述の信用性 大阪地方裁判所部総括判事 松田 道別 ●最判平21・4・14刑集63・4・331
- 74 「年少者」の供述の信用性 立教大学法科大学院特任教授・元横浜地方裁判所判事 廣瀬 健二 ●東京高判昭46・10・20東高刑時報22・10・276, 判時657・93, 判タ274・348
- 75 先行手続の違法と証拠能力 東京地方裁判所判事（執筆当時）安東 章 ●最判平15・2・14刑集57・2・121
- 76 覚せい剤事犯における「被疑者の留め置き」 東京地方裁判所判事（執筆当時）安東 章 ●東京高判平20・9・25東高刑時報59・1＝12・83, 刑ジャ17・104
- 77 アリバイの有無 広島家庭裁判所長・判事 吉村 典晃 ●最判昭59・4・24刑集38・6・2196
- 78 秘密の暴露 神戸地方裁判所判事 市原 志都 ●最判平12・2・7民集54・2・255
- 79 自白以外による認定 東京地方裁判所判事 井下田 英樹 ●東京地判昭60・7・3判時1167・3
- 80 防犯カメラ画像による認定 東京地方裁判所部総括判事 守下 実 ●東京高判平30・2・9判時2397・94
- 81 論理則、経験則等違反 弁護士・前学習院大学法科大学院教授・元東京高等裁判所部総括判事 植村 立郎 ●最判平24・2・13刑集66・4・482, 判時2145・9, 判タ1368・69
- 82 犯人性に関する総合認定 千葉地方裁判所判事 大野 洋 ●最判平22・4・27刑集64・3・233
- 83 総合認定 弁護士・前学習院大学法科大学院教授・元東京高等裁判所部総括判事 植村 立郎 ●最判平13・1・25裁判集280・5, 判時1735・145, 判タ1053・102
- 84 前提となる間接事実の認定の重要性 弁護士・前学習院大学法科大学院教授・元東京高等裁判所部総括判事 植村 立郎 ●I 最決平26・7裁判集314・99, 判時2237・141, 判タ1407・75（舞鶴女子高校生殺害事件） ●II 最判平29・7・27裁判集322・1（鳥取連続不審死事件）